

北上記者クラブ加盟者 各位

きたかみ景観資産の認定

令和3年度第2回北上市景観審議会（令和4年1月28日開催）において、今年度のきたかみ景観資産の申請に係る審議を行い、3件をきたかみ景観資産として認定しました。今年度の認定により、きたかみ景観資産は全部で118件になりました。

1 制度の概要

北上市では、地域の景観資源の価値を見直し、認め合うことで、景観をきっかけとしたまちづくり活動につなげ、貴重な資産として次世代へ残していくことを目指し、地域の大切な景観資源とそれを守り、創り、育てる活動を認定する「きたかみ景観資産認定制度」を平成21年度から実施しています。

2 認定資産

No.117 「相去町滝の沢市道(旧緑地)トピアリー群」

(1) 所在地

北上市相去町滝の沢2番79

(2) 認定団体

相去第11区10班世話人会

(3) 資産の内容

四季の彩りゆたかなトピアリー群と芝生が心地よい風情を醸し出しており、維持管理や環境整備を積極的に行っている。



No.118 「浮牛城を見守る浅間神社(桜岡神社)」

(1) 所在地

北上市口内町飛9番地1

(2) 認定団体

口内町自治協議会

(3) 資産の内容

昔から村社として地域の文化と歴史のよりどころとなっており、境内の清掃や環境整備、例祭等を行っている。



No.119 「三世の杉が御守る杜菅原神社」

(1) 所在地

北上市口内町草刈場 375 番地 1

(2) 認定団体

口内町自治協議会

(3) 資産の内容

旧上口内の一番古い里宮として地域の人々の信仰の場となっており、社殿や周辺の清掃や環境整備、例祭等を行っている。

